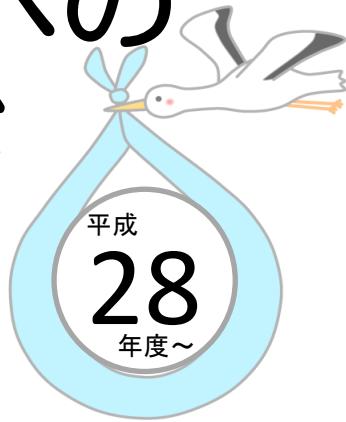


特定不妊治療への助成の仕組みが変わります。



平成28年度から新制度に完全移行します。

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢により助成回数が異なります。

- ・40歳未満の場合・・・・・通算9回まで
- ・40歳から42歳の場合・・・通算3回まで
- ・43歳以上の場合・・・対象となりません

○平成28年度からの特定不妊治療費助成制度

対象年齢	年間助成回数	通算助成期間	通算助成回数	助成金額
43歳未満	制限なし	制限なし	初回40歳未満 通算9回まで (国6回+県3回※1) 初回40歳～42歳 通算3回まで(国3回)	20万まで (治療区分C、Fは 10万まで) 初回に限り30万まで (治療区分C、F 除く)

※1 県は3回を上限とし、国と併せて通算9回まで助成する

【初回40歳未満の場合】

43歳になるまで									
初回	5回					3回			
国	国	国	国	国	国	県	県	県	県
30万	15万	15万	5万	15万	5万	15万	5万	20万	20万

特定不妊治療の一環として
男性不妊治療を行った場合
(精巣又は精巣上体から精子を採
取する手術)

15万円／回まで上乗せ

【初回40歳～42歳の場合】

43歳になるまで				
初回	2回			
国	国	国	国	国
30万	15万	5万	15万	5万

※初回30万、男性不妊分15万についてはH27年度（H28.1.20以降に治療を終え初めて助成を受ける場合）から適用

○平成27年度までに助成を受けていた方

表1 平成25年度以前に助成を受けていた方

初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢	旧制度		新制度
	26年度	27年度	28年度以降
40歳未満			43歳になるまで →
	3回/年まで ※1	3回/年まで ※1	通算9回まで ※2
40歳以上			43歳になるまで →
	3回/年まで	3回/年まで	通算3回まで ※3

※1 助成期間は通算5年以内。助成を受けていない年度は通算期間に含まない

※2 27年度までに通算5年の助成を受けた場合は対象外、27年度までの通算助成回数（国6回・県3回それぞれ通算）も含める
・国助成回数、県助成回数が不明な場合はお問い合わせください

※3 27年度までの通算助成回数も含める

表2 平成26年度又は平成27年度に初めて助成を受けた40歳以上の方

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	旧制度		新制度
	26年度	27年度	28年度以降
40歳～42歳			43歳になるまで →
	3回/年まで	3回/年まで	通算3回まで ※3
43歳以上			助成なし
	3回/年まで	3回/年まで	→

※3 27年度までの通算助成回数も含める

表3 平成26年度又は平成27年度に初めて助成を受けた40歳未満の方

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	新制度		
	26年度	27年度	28年度以降
40歳未満 ※4			43歳になるまで →
	年間助成回数	制限なし	通算9回まで

※4 平成26年度、27年度に初めて助成を受けた方は新制度を適用

○今後、何回助成を受けられるかなど、不明な点は県地域振興局福祉環境部 又は県健康推進課へお問い合わせください。

秋田県	北秋田地域振興局大館福祉環境部（大館保健所）	0186-52-3952
	北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部（北秋田保健所）	0186-62-1166
	山本地域振興局福祉環境部（能代保健所）	0185-52-4333
	秋田地域振興局福祉環境部（秋田中央保健所）	018-855-5170
	由利地域振興局福祉環境部（由利本荘保健所）	0184-22-4122
	仙北地域振興局福祉環境部（大仙保健所）	0187-63-3404
	平鹿地域振興局福祉環境部（横手保健所）	0182-32-4006
	雄勝地域振興局福祉環境部（湯沢保健所）	0183-73-6155

秋田市に住所がある方は、秋田市の制度で助成を受けることとなります。手続き等は県とは異なりますので、直接秋田市にお問い合わせください。

秋田市	秋田市子ども未来部子ども健康課	018-883-1172
-----	-----------------	--------------

お問い合わせ 秋田県健康福祉部健康推進課 TEL.018-860-1426

申請書ダウンロードなど

美の国 コウトリ

検索 